

平成29年9月27日

### 第3回村上市農業委員会会議録

第3回村上市農業委員会定例会を平成29年9月27日午前9時00分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	10番	遠藤	俊樹
11番	斎藤	博	12番	佐藤	健吉
13番	齋藤	文夫	14番	板垣	栄一
15番	稲葉	浩之	17番	大野	章
18番	村山	美恵子	19番	船山	寛
20番	本間	裕一			

1. 欠席委員は次のとおりである。

16番 菅原 隆雄

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画(案)に決定について

議案第6号 平成30年度農業施策等に関する意見書(案)について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 小川 寛一

事務局次長 小川 良和

事務局副参事 本間 宏

事務局主査 園部 和枝

1. 午前9時00分 事務局長(小川寛一君) ご苦勞さまでございます。それでは、定刻になりました

たので、ただいまから第3回村上市農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。16番、菅原隆雄委員、通院のため決席しております。よって、現在の出席委員数は19名です。在任委員の過半数を超えておりますので、本日の総会は成立いたします。

初めに、石山会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川寛一君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議事録署名人の指名についてお諮りいたします。議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第3回村上市農業委員会定例総会議事録署名人には議席番号6番、遠山委員、議席番号7番、池田委員のご両名をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 最初に報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願についてを報告をお願いいたします。

○事務局次長（小川良和君） それでは、説明をいたします。1ページをごらんください。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について。

番号1番、申請人、村上市桃川\_\_\_\_、\_\_\_\_、申請場所、桃川字小山田\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況宅地、面積150平米、ほか1筆、合計2筆で649平米、申請事由、申請地の小山田\_\_\_\_は約70年前から農作業場が建っている。また、長峰\_\_\_\_は約20年前に杉を植林し、現在は山林化している。このため農地への復旧は極めて困難な状況にある。

番号2番、申請人、村上市岩沢\_\_\_\_、\_\_\_\_、申請地、岩沢字上屋敷\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況原野、面積108平米、申請事由、申請地は、約30年前から耕作しておらず、現在は原野化している。このため農地への復旧は極めて困難な状況にある。

1ページめくっていただきまして2ページ、番号3番、申請人、村上市岩沢\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、中原字中原野\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況原野、面積1,017平米、申請事由、申請地は、約30年前から耕作しておらず、現在は原野化している。このため農地への復旧は極めて困難な状況にある。

番号4番、申請人、村上市松岡\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、塩野町字宮野\_\_\_\_、地目、台帳原野、現況山林、面積998平米、ほか1筆、合計2筆で1,996平米、申請事由、申請地は、約30年前に杉を植林し、現在は山林化している。このため農地への復旧は極めて困難な状況にある。

続きまして3ページ、番号5番、申請人、村上市荃太\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、荃太字久保田\_\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況山林、面積25平米、ほか8筆、合計704.61平米、申請事由、申請地は、約30年前から40年前に杉を植林し、現在は山林化している。このため農地への復旧は極めて困難な状況にある。

1ページめくっていただきまして4ページ、番号6番、申請人、村上市荒沢\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、荒沢字西山下\_\_\_\_\_、地目、台帳田、現況雑種地、面積62平米、ほか14筆、合計10,025平米、申請事由、申請地の「字西山下」は、以前苗代として使用していた農地で、約30年前から耕作しておらず、現在は雑種地化している。また、「字沼」及び「字袖浦」は約40年前に杉を植林し、現在は山林化している。このため農地への復旧は極めて困難な状況にあるということでございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。隣、5ページをごらんください。番号1番、申請人、\_\_\_\_\_の場所になります。地図中央下部のほうにある集落が桃川集落になります。地図の左側上部から地図下部中央にかけて国道290号線が走っております。今回の申請場所、小山田\_\_\_\_\_につきましては290号線、村上方面から桃川集落に入っすぐの太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

もう一つの長嶺\_\_\_\_\_につきましては、桃川集落、290号線を下関方面に進んでいただきまして、河内集落に入る手前のところにあります林道長峰線に曲がっていただきました、ちょっと進んだ、山手のほうにあります太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

次、ページめくっていただきまして6ページ、番号2番、\_\_\_\_\_さんの申請場所です。地図左側のほうにある集落が岩沢集落になります。地図中央上部に朝日球場並びに公民館並びに体育館等がございまして、岩沢から布部に抜けます市道のところの、三面川の土手の脇にございまして太く三角で囲まれた場所が今回の申請場所になります。

隣、7ページ、番号3番、\_\_\_\_\_さんの申請場所です。地図左側にありますのが岩沢集落で、中央付近にありますのが朝日中学校になります。右側のほうに現在ナカシヨクさんが養鶏場を建てられている場所がありまして、中学校とナカシヨクさんの鶏舎の敷地のちょうど間あたり、ちょっとナカシヨクさん寄りのところで太く四角く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

ページめくっていただきまして8ページ、番号4番、\_\_\_\_\_さんの申請場所です。ちょっと地図には載ってありませんが、右側下のほうに松岡集落がございまして。松岡集落から西側のほう、山間部に入っていきますと、あさひエッグファームさんという養鶏場がございまして。その養鶏場の鶏舎の間にあります場所になりまして、地図の中央より左側のほうに四角く太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

続きまして、番号5番、\_\_\_\_\_さんの申請場所になります。地図上部のほうに荃太集落がございまして。今回の久保田並びに石原の申請場所については集落よりも南側、ほ場を挟んで林地や山間との間にあります太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。高石並びに岩渕につきましては、

荃太集落から荃太川に沿って山のほうに入っていましたところにございまして、石原につきましましては荃太川沿いのちょっと太く囲んだ場所になりますし、岩渕につきましましてはさらにそこよりも山のほうに入っていた、今回地図上ですと、右側の下のほうにちょっと太く囲まれた箇所がございますが、そこが岩渕の申請場所になります。

ページめくっていただきまして10ページ、番号6番、\_\_\_\_\_さんの申請場所です。地図中央にあるのが荒沢集落になります。今回の申請場所、西山下並びに袖浦につきましましては荒沢集落の集落内並びに集落の隣地でございまして、西山につきましましては小須戸から荒沢に入ります県道荒沢塩野町線が、集落に入ってすぐの場所になります。袖浦につきましましては、集落の東側のところのちょっと太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。ほかの沼につきましましては、荒沢からさらに林道で北のほうに進んでいただきまして、ちょっとここだと大分間あくような格好になりますが、沼の北側のエリアになります。太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

説明につきましましては以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。番号4番の、農地法の適用を受けない事実確認願の台帳で原野、現況で山林というんですが、この農地に当たる経緯をお聞かせ願いたいんですが。

○事務局次長（小川良和君） 今2番の阿部委員からのご質問ですが、こちらについては開墾畑という形での位置づけになっておりまして、開墾をして配分された農地という形になっております。その関係で登記簿上は原野となっておりますが、これを直すに当たっては農業委員会の署名がないと、法務局のほうで地目変更をしていただけないということでの申請になりますので、こういう対応をさせていただいております。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいですか。

○2番（阿部正一君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告については終了し、議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（本間 宏君） それでは、11ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

今回は、使用貸借が7件、贈与が2件、売買が2件で、合計11件の案件でございます。

では、最初に、使用貸借を1件説明いたします。番号1、貸し人、村上市山辺里\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、借り人、村上市山辺里\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、四日市字大坪\_\_\_\_\_、地目、田、地積4,483平

米、これは使用貸借による設定で新規の案件になります。

続いて、贈与について説明いたします。13ページをごらんください。番号8番、譲渡人、村上市千縄\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、村上市千縄\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、布部字木の平\_\_\_\_\_、地目、畑、地積253平米、ほかもう1筆ありまして、合計2筆で、合計が430平米、これは贈与による所有権の移転であります。

続きまして、番号9番、譲渡人、新潟市北区すみれ野\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、村上市越沢\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、越沢字家ノ前\_\_\_\_\_、地目、田、地積が26平米、ほか6筆ありまして、合計で950平米となります。こちらのほうも贈与による所有権の移転であります。

次に、売買について説明いたします。番号10番、譲渡人、村上市中倉\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、村上市金屋\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、金屋字宮分\_\_\_\_\_、地目、畑、地積329平米、売買による所有権の移転で、対価は\_\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしますと約\_\_\_\_\_万円となります。

続きまして、番号11番、なお、こちらのほうの案件につきまして修正がございますので、訂正お願いしたいと思います。修正といいますよりも、本人から9月21日付で取り下げ申請が出されたので、修正をお願いいたします。地番のほうが猿沢字白石\_\_\_\_\_と、同じく白石\_\_\_\_\_、この2筆について売買を取り下げたということでございます。これによりまして合計のほうは「4筆」から「2筆」に訂正をお願いしたいと思います。面積については「2,616平米」が「343平米」というふうに訂正をお願いしたいと思います。なお、対価のほうでありますけども、当初「\_\_\_\_\_円」のところは「\_\_\_\_\_円」ということでご修正のほうお願いしたいと思います。

それでは、続いて申し上げます。番号11番、譲渡人、村上市上野\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、村上市猿沢\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、猿沢字上野地\_\_\_\_\_、地目、畑、地積304平米、それともう1筆ありまして、合計2筆で、面積のほうは、先ほど申し上げましたが、343平米となります。なお、こちらのほうは売買による所有権の移転で、2筆の合計については\_\_\_\_\_円ということで、10アールあたりに直しますと約\_\_\_\_\_円となります。

なお、こちらのほうの取り下げた理由については、現場のほう確認したところ、図面上は赤道、通る道があるんですけども、実際周りの方に聞くと、その道はないよというようなこと言われて、今年国土調査が入るようなことがありまして、そのときに現場へ行ったけども、あんたのところに入る赤道はないよというようなこと言われて、そんなんであれば、わざわざそういうところに、人のところ頼んでまで入るわけにもいかないんで、その部分については買うのをやめさせてくださいということで売り主の方に申し伝えて、了承いただいた経緯で、こちらのほう2筆取り下げという形になってございます。

それでは、続きまして、場所の説明をいたします。16ページをごらんください。番号8の案件です。図面下段から左上にかけて三面川が流れています。黒いところになります。それと併走して県

道村上鶴岡線が走っております。図面右下が荃太、そしてその川を渡ったところが千縄集落となっており、申請地は千縄集落から下流側、左のほうになりますけども、川沿いと県道の間のところ、四角いものと台形のものがございますが、こちらのほうが今回の申請地であります。

続きまして、番号9番の案件です。図面中央真横に走っているのが葡萄川であります。それと並行して主要地方道山北朝日線が走っており、申請地はちょうど図面中央の下段側のほうに越沢集落がございます。その越沢集落のところから集落の北側、道路側のほうに3筆、それと集落の右手側、東側のほうに三角の土地が4筆目になります。それと、もう3筆については集落の右手側、東側になりますけども、道路から若干山側のほうに入ったところ3筆、太く囲まれているところが今回の申請地でございます。

続きまして、番号10の案件であります。図面左縦に烏川があり、それと並行しているのが日本海沿岸東北自動車道であります。図面中央をほぼ金屋集落が占めておりまして、申請地は金屋集落の中央の右側、東側になりますけども、金屋小学校がございます。その金屋小学校のちょうど南側、図面上は下のほうになりますけども、市道に沿って細長く太く囲まれているところが今回の申請地でございます。

続きまして、番号11の案件であります。図面右上のほう縦に国道7号線、そしてそれと並行するように猿沢集落があります。申請地は、この猿沢集落の南側のところ、ちょうど図面のページ番号が振られているところが猿沢小学校があります。そこから北側のほうに小さい四角と四角が一部欠けているところが今回の申請地であります。なお、そこから北側のほうに、奥目入っているところが、ベース状の五角形と四角形ありますけども、こちらのほうが今回取り下げた場所となっております。

以上で図面の説明を終わります。

以上、説明した11件については農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号、許可することに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、資料20ページをごらんください。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

番号1番、申請人、村上市平林\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、平林字杉ノ内\_\_\_\_\_、地目、田、地積1,365平米、転用目的、貸し駐車場用地、農地区分ですが、第1種農地です。備考といたしまして、申請者は、申請地近隣の\_\_\_\_\_が経営規模拡大により従業員が増加し、駐車場の増設が必要になった。しかし、同社敷地には拡張の余地がなかったため、隣地に貸し駐車場を造成し、賃貸契約を行うものです。規模ですが、駐車場、普通車28台分の駐車場を造成する予定になっております。この案件につきましては、今年3月で農振の除外を申請された案件でございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。隣、21ページをごらんください。地図中央縦に国道7号線とJR羽越線が通っております。7号線から東側にあります平林集落の北側、宿田集落との間にあります四角く太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をお願いしておりましたので、報告をお願いいたします。

6番、遠山委員。

○6番（遠山久夫君） 6番、遠山です。今月の12日午後1時半に神林支所に農業委員4名と推進委員5名、全員集合いたしまして、小川次長より説明をしていただき、平林の作況調査前に現地を確認してまいりました。当日は、神林地区全域の作況調査の日でありました。この案件については、昨年12月の定例総会で農振除外の申請ということで審議された案件で、今年2月24日の定例総会に改正前の委員の方々に審議していただき、了承済みの場所です。時を経て、このたび4条の転用申請となったわけです。現在は、状況としましては1作稲をつくっているという状況です。計画どおり駐車場ができた折は、農道を横断することになります。図面を見ていただくとわかりますが、\_\_\_\_\_さんの周り、ぐるっと農道が走っております。そこを渡った形での農地の利用ということになります。この横断に際し、そこを利用する社員さんには十分注意をしていただくことと、農道を極力荒らさないようにと話をしてくださいよと、申請者の\_\_\_\_\_さんのほうには申し入れをしております。また、隣地の同意も得ております。したがって、地区委員全員、許可相当ではないかと考えてまいりました。皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号、許可相当に決定したいと思います、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

議案第3号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長(小川良和君) 説明いたします。資料22ページごらんください。議案第3号 事業計画変更承認申請について。

番号1番、当初計画者、村上市岩船上町\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、岩船上町\_\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況畑、面積174平米、変更目的及び内容ですが、申請地は、昭和54年12月24日付、村農地第3535号により農地法第5条の許可を受けました。当初計画では有料駐車場の設置を計画しておりましたが、通路は設置したものの、当初計画より事業費が増大したことや駐車場の需要が減少したこと。また、現在81歳と、高齢のため、事業の完了は不可能と判断し、今後も畑として耕作を行っていくものということですとの申請でございます。

申請場所の説明をさせていただきます。左側、23ページをごらんください。地図左側上部から地図中央下部にかけて県道新潟新発田岩船線が走っております。地図中央付近、その県道から地図右側下部のほうにかけて県道岩船町停車場岩船線が走っておりまして、県道新発田村上線と県道岩船町停車場岩船線が交差する地点よりもちよっと左側、地図でいいますと左下部の三角に大きく囲んだ場所が今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長(石山 章君) ただいまの説明について現地調査をお願いしておりましたので、報告をお願いします。

15番、稲葉委員。

○15番(稲葉浩之君) 15番、稲葉です。議案第3号、番号1について現地調査に行っておりまいましたので、ご報告します。

9月14日午後1時から事務局より本間副参事、農業委員、推進委員全員、市役所に集合して作況調査とあわせて現地確認してまいりました。現地には4時ぐらいに到着して、事務局より説明を受けました。当該の畑には梅の木などの果樹が植えられ、下草もきれいに管理されておりました。今まで畑以外に使用された痕跡もなく、ずっと畑として使用してきたと見てまいりました。以上のことから、全委員で許可相当と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

○議長(石山 章君) それでは、質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 議案第3号、変更承認については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第3号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長(小川良和君) それでは、説明いたします。資料24ページごらんください。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

番号1番、譲渡人、村上市古渡路\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、沖縄県那覇市安里\_\_\_\_、\_\_\_\_、持ち分2分の1、\_\_\_\_、同じく持ち分2分の1、\_\_\_\_、土地の表示、古渡路字下蔵\_\_\_\_、地目、台帳田、現況田、地積320平米、転用の目的、住宅建築用地、契約につきましては贈与でございます。農地区分、第2種農地、備考といたしまして、申請者は、現在沖縄県那覇市で生活しているが、将来のことを考慮し、妻の実家の近くにある申請地に住宅を新築するため転用するものです。なお、住宅を集落に接続して設置するものでございます。今回建設される住宅につきましては、木造2階建て住宅1棟で、建築面積94.4平米の住宅を建てられる予定としております。

番号2番、譲渡人、村上市下新保\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市下新保\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、下新保字林崎\_\_\_\_、地目、台帳田、現況畑、地積270平米、ほか1筆、合計2筆で476平米、転用の目的ですが、車庫建築用地ということになります。契約につきましては売買になりまして、対価につきましては\_\_\_\_円となっております。ちなみに10アール当たりで換算いたしますと約\_\_\_\_円となります。農地の区分につきましては第2種農地、備考といたしまして、申請者は、家族全員が車を所有するようになり、車の保管場所に苦慮していたことから、申請地に新たに車庫を建設するために転用するものです。なお、申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活に必要な施設を集落に接続して設置するものとなります。今回建築される車庫につきましては、木造の車庫で5台分、1棟、建築面積99.37平米の車庫を建てられる予定となっております。

続きまして、番号3番、25ページをごらんください。貸し人、村上市大須戸\_\_\_\_、\_\_\_\_、借り人、新潟市中央区万代\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、大須戸字日除田\_\_\_\_、地目、台帳田、現況田、地積520平米、転用の目的ですが、資材置場となります。契約につきましては賃借権の設定でございます。対価といたしましては1カ月当たり\_\_\_\_円の賃借料となっております。農地区分につきましては第2種農地、備考といたしまして、今回の案件につきましては一時転用となりまして、利用期間といたしましては許可の日から平成32年3月31日までとの設定となっております。今回は、農地1,061平米のうちの520平米を資材置場として一時転用するものでございます。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。26ページをごらんください。番号1番、地図中央縦に国道7号線が走っております。地図中央にある集落が古渡路集落になります。今回の申請場

所は、国道7号線、村上方面から、下のほうから上部、山北方面に向かう形で進んでいただきまして、古渡路集落に入る手前を7号から左に曲がっていただいたところにありまして、ちょうど地図中央下のほうに四角く太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

続きまして、番号2番、地図上部のほうに三面川が流れております。その下に広がっている集落が下新保集落になりまして、地図左側の下から地図中央上部にかけて県道高根村上線が走っております。その県道よりも右側、東側のほうにあります。集落の東側のほうにあるところで、地図中央付近に太く囲んだ場所2筆が今回の申請場所になります。

ページめくっていただきまして28ページ、番号3番、地図中央縦に国道7号線が走っております。ちょっと地図には載っておりませんが、7号線の下側のほう、南側のほうになりますが、そちらのほうに国土交通省の大須戸除雪基地がございます。そこから少し行ったところ、7号線から右側に入っていただいたところにありまして、大須戸川の川沿いにありますのが今回の申請場所で、太く囲んだ場所が今回の申請場所となります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、番号1番、2番について最初に報告をお願いいたします。

19番、船山委員。

○19番（船山 寛君） 19番、船山です。それでは、第4号の1、2について説明いたします。

9月12日朝9時より小川次長さんのほうから現場の説明ありまして、その後、作況調査でありましたので、午後1時から1番の\_\_\_\_\_さんの件について、本人から説明を受けましたし、譲渡人が奥さんの兄弟で、沖縄で退職したので、だんなさんと一緒に奥さんの実家である古渡路のほうに住宅を建てて住みたいということで、これはお父さんが生きていたときからの分筆で持っていたものです。それで、図面見てわかるとおり、正面と横には道路が走っていきまして、後ろのほうには、これも宅地になっていきまして、ハウスが建っています。ですから、農地の部分はこの部分だけしか残っていませんので、排水等についても問題なしということで見てきましたので、よろしく願いいたします。

それと、2についてですけども、これも古渡路、\_\_\_\_\_さん終わってからそのまま移動しまして、\_\_\_\_\_さんについては、この畑は今、長年自分が借りて所有しているものですけども、やっと売買にこぎつけたということで、自宅前に車も置くところがないと。それで、この畑についても周辺、赤道で囲まれていますし、正面が道路ということで、この1筆だけが畑になっているということですし、排水等にも問題なしと。そしてまた、面積等ありますけども、除雪をやる場所がないので、後ろのほうには雪を押して駐車場を確保したいということで、これについてもやむを得ないということで、当日朝日地区委員6名、推進委員5名で両方回りましたけども、そういう結果ですので、よろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

次に、番号3番について報告をお願いします。

9番、中山委員。

○9番（中山和衛君） 番号3について説明させていただきます。

9月12日、農地パトロール前に現地立ち会いを実施しました。地区農業委員6人、適正化推進委員5名、それに小川次長、園部主査、それと朝日支所から小池補佐、それと立ち会いにつきましては\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_さんが立ち会いしまして現地調査を実施しました。事務局からも説明ありましたように、地図を見てもわかるように山の中の田んぼであります。周辺への影響でございますけれども、南側は大須戸川、東側は山林となっておりまして、あと赤道に囲まれており、周辺に対する影響は少ないと。また、排水につきましても大須戸川のほうに流れるというようなことでございます。そんな関係で周辺に対する影響もないので、委員全員で許可相当ではないかという意見でしたが、皆さんのご審議をお願いしたいと思います。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号、許可相当に決定したいと思います、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局主査（園部和枝君） それでは、29ページをごらんください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が2件、賃貸借の設定が64件、所有権移転の交換が2件、売買が4件、合計72件の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましてはそれぞれ1件のみ説明させていただきます。最初に、使用貸借の設定です。番号1番、貸し人、村上市布部\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、借り人、村上市黒田\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、中原字中野\_\_\_\_\_、地目、畑、地積993平米、使用貸借による権利の設定、期間が5年間、新規となります。番号2番までが使用貸借の案件です。

次に、賃貸借の設定です。番号3番、貸し人、村上市荒屋\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、借り人、村上市荒屋\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、荒屋字行塚\_\_\_\_\_、地目、田、地積942平米、賃貸借の設定、期間が4年間、借賃が10アール当たりコシヒカリ玄米90キロ、再設定となります。改良区費は借り

人負担です。ページのほう進みまして45ページ、番号66番までが賃貸借の案件となります。

次に、46ページをごらんください。所有権移転についてご説明いたします。番号67番、譲渡人、村上市千縄\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、村上市千縄\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、布部字木の平\_\_\_\_\_、地目、田、地積235平米、交換による所有権の移転になります。

番号68番、譲渡人、村上市千縄\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、村上市千縄\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、布部字木の平\_\_\_\_\_、地目、畑、地積226平米、交換による所有権の移転になります。

次に、番号69番、譲渡人、埼玉県熊谷市市ノ坪\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、村上市坂町\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、坂町字野口\_\_\_\_\_、地目、田、地積310平米、坂町字野口\_\_\_\_\_、地目、田、地積68平米、次のページ行きまして、坂町字野口\_\_\_\_\_、地目、田、地積3,463平米、坂町字野口\_\_\_\_\_、地目、田、地積4,237平米、計4筆、8,078平米、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_\_円です。10アールあたりは約\_\_\_\_\_円となります。

次に、番号70番、譲渡人、村上市荃太\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、村上市荃太\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、荃太字久保田\_\_\_\_\_、地目、田、地積424平米、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_\_円です。10アールあたりは\_\_\_\_\_円となります。

番号71番、譲渡人、村上市板屋越\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、村上市板屋越\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、板屋越字水出\_\_\_\_\_、地目、田、地積313平米、次のページ、もう1筆ありまして、板屋越字水出\_\_\_\_\_、地目、田、地積1,977平米、合計2筆、2,290平米、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_\_円です。10アールあたりは\_\_\_\_\_円となります。

次に、番号72番、譲渡人、胎内市乙\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、胎内市乙\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、長政字下野\_\_\_\_\_、地目、田、地積377平米、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_\_円です。10アールあたりは\_\_\_\_\_円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。49ページをごらんください。番号67番、68番の案件です。図面上左側に三面川があります。中央縦に県道鶴岡村上線が走っています。布部集落から千縄集落へ向かう途中にある太く囲ってありますのが今回の申請地です。

次のページ、番号69番の案件です。図面上右側上部にJAにいがた岩船南部営農センターがあります。そのそばを烏川が流れています。図面上左側に坂町、田屋集落があり、そのそばに太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

次に、番号70番、図面上部に三面川が流れています。そのそばに県道鶴岡村上線が走っています。中央にありますのが荃太集落となります。その山側に太く囲ってありますのが今回の申請地です。

次に、番号71番、図面上左側にありますのが板屋越集落となります。そのそばに国道7号線が走っています。図面右側に高根川が流れていまして、その国道と高根川の間に太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

次に、番号72番、図面上上部、中野集落があります。その下側になりますが、国道113号線が走っ

ています。図面下のほうなんですけれども、県道樽ヶ橋長政線が走っておりまして、その間に太く  
囲ってありますのが今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第5号につき質疑に入ります。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。所有権の移転の案件の日付が全て10月10日になっている理  
由をお聞かせください。

○事務局主査（園部和枝君） 売買の申し出があった際に、皆さんのほうに確認しておりまして、定  
例会にかけました翌月10日までに土地の対価のやりとりですとか、そういったことが完了できる方  
については、皆様に翌月10日で設定させていただいています。そのほか特段、希望の日があれば、  
その日を入れさせていただくように設定いたしました。

○議長（石山 章君） 2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部ですが、番号1番、2番、3番、4番とありますけど、1番だけ  
ご説明いただいたんですけども、これ期間が5年ということですけど、厳密にいくと5年5カ月で  
すよね。

それから、その下については10月から3月までだとわかりますし、あとは2月28日、これは34年  
ということなんですけど、これは事務局のほうからお話ししたのか、本人の申し出なのか、その辺お  
聞きしたいんですが。

○事務局主査（園部和枝君） 本人様からの申し出により設定させていただいております。借り主の  
方の、例えば5年後、10年後の手續の時期ですとか、そういったことも考慮されて申し出がありま  
したので、設定させていただきました。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいですか。

○2番（阿部正一君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 議案第5号について承認することに決定したいと思いますが、いかがでしょ  
うか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定については  
承認することに決定いたしました。

議案第6号 平成30年度農業施策等に関する意見書（案）についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（本間 宏君） それでは、最終ページをごらんになっていただきたいと思います。  
54ページになります。議案第6号 平成30年度農業施策等に関する意見書（案）について説明いたします。

内容については、農政振興部会のほうで諮ってございますので、部会長のほうにお願いしたいと思います。

○議長（石山 章君） それでは、議席番号12番、佐藤農政振興部会長、説明してください。

○12番（佐藤健吉君） 12番、佐藤です。それでは、農政振興部会を開催して意見書の検討、審議をいたしましたので、その内容について若干ご報告させていただきます。

第1回、第2回ということで農政振興部会を全委員の方で2回ほど開催してございます。意見書の項目までを検討して、新体制に引き継ぎ、意見書としてまとめていただくということで進んでまいりました。

それで、その間にそれぞれの項目を皆さんで検討していただいて出していただいて、そこに事務局から素案を作成していただき、第3回目の農政振興部会、8月29日午後1時半からここで開催したわけですが、その内容を約4時間ぐらいかけて検討、審議し、意見書としてまとめ上げました。細部の字句の訂正等については、部会長、副部会長に訂正等をゆだねるということで了承していただいて、事務局と相談しながら今回の意見書としてまとめ上げたものでございます。

まとめた意見書の内容については、今事務局のほうからご説明お願いしたいと思いますが、委員皆さんからの審議の上、改正農業委員会法第38条の規定による村上市農業委員会の農業施策等に関する意見書ということでまとめていただき、市長あるいは議会議長へ平成30年度の村上市の予算編成前に意見書として提出されるようお願いしたいということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、事務局から詳細について説明してください。

○事務局副参事（本間 宏君） それでは、議案と、その後に追送させていただきました農業施策等に関する意見書（案）という縦長の書類をごらんになっていただきたいと思います。

1枚めくっていただきますと、冒頭でございます。冒頭につきましては、今年の時勢等を書かさせていただきます。

そして、委員の皆さんと一番ご討議した内容が記以下の項目でございます。昨年度の項目を重点的に、それを改良するというスタンスでとり行われました。大きくいきますと、そちらのほうからさらに集約して、今回4つのほうに集約させていただいております。

まず、1の農業委員会の体制確保について。これにつきましては、従来から農業委員会の体制の確保、要するに農業委員並びに最適化推進委員の内容についての体制の確保、それと昨年度まではありましたけども、事務局体制の充実についてというものがございましたが、これ全て農業委員会の体制の確保ということで位置づけさせていただきます。合体して1の項目に、（1）について

は従来からのもの、それと（２）、（３）については、昨年度事務局体制の充実についてのものをまだとり行われておりませんので、今年度も上げさせていただくというふうにかえさせていただいております。

そして、２ページ目になりますけども、遊休農地対策については、これについては昨年度も出されたものがありまして、その中で達成ならなかったものを引き続き要望していくという形で（１）並びに（２）ということで、２つのものについてご審議いただいて了承を受けて、それで今回出されたものとなっております。

続きまして、（３）、鳥獣害対策についてでございます。これについては、昨年度まで３つございましたけども、内容を精査し、１つ項目を削除し、（１）の電気柵等に対する助成のこと、それと（２）としまして、狩猟者の担い手確保のための支援事業の拡充を図るということのご意見を載せさせていただいております。

そして、最後になりますけども、（４）、担い手及び新規就農への支援といたしまして、これについては昨年度はこの担い手のものと新規就農者の支援ということで２本立てであったものを１つに集約したものでございます。内容といたしましては、収入保険制度の拡充を図るということについての青色申告制度の会議の設置ということと、（２）といたしまして、新規就農者、農業担い手支援事業に対する予算の確保を図って、後継者を拡大していきたいというお願い。それと、新規就農者への研修等に係る費用について助成して、実際農業をされる方の裾野を広げていきたいと。または、経営者の方の負担の軽減を図るということ。この３つについてまとめさせていただいております。内容については、以上で簡略化して説明させていただきます。

以上で終わります。

○議長（石山 章君） それでは、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

２番、阿部委員。

○２番（阿部正一君） ２番、阿部ですが、内容は大変よくできていると思いますけども、１点、１番の農業委員会の体制の確保についてと、「の」が１つ多くはないかなと思いますし、私、体制の「の」が要らなくて。

それから、全部題名に「ついて」というのが書いてございますけども、これについて本当に必要なものか。ぱっと切っても。内容について、何々についてこうこうだというふうに述べておりますけども、その辺についてちょっとそう思いましたので、ご意見まで。済みません。

○事務局副参事（本間 宏君） ただいま阿部委員からのご指摘について回答させていただきたいと思っております。

内容について、今のご意見はご意見として賜らせていただいて、一応農政振興部会のほうでは内容を正副部会長のほうに一任ということでございますので、この内容を修正もしくは内容について正副部会長と検討して、それでご承認いただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょう

か。

○2番（阿部正一君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、平成30年度農業施策等に関する意見書については部会長、副部会長、最終的に今の阿部委員の意見も参考にしながら取りまとめていただくということで、部会長、副部会長に一任ということですので、皆さん方、それでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） なお、今後の施策の要望等についての日程等について、もしあったら。

○事務局長（小川寛一君） それでは、意見書の提出の日程でございますが、10月10日11時から市長へ意見書の提出を行いたいというふうに考えております。

また、市長提出後、市議会議長のほうへ同じく意見書の提出を行いたいということで日程調整しております。

よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第6号については承認することに決定してもよろしいでしょうか

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 議案第6号については承認することに決定いたしました。

議案としてその他について。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） なければ、引き続き協議、連絡事項に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） それでは、協議、連絡事項に入ります。

・協議、連絡事項ほか

時に午前10時45分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成29年9月27日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員